

令和5年第3回教育委員会定例会次第

開催日時 令和5年3月16日（木）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議 題

- (1) 令和5年度教育長職務代理者の指定について
- (2) 令和5年度愛日地方教育事務協議会の委員について
- (3) 不登校児童生徒のフリースクール等の民間施設利用における出席と扱うガイドラインについて
- (4) 県民の日学校ホリデーの取扱いについて
- (5) 令和5年度学校教育指導の方針・重点について
- (6) 令和5年度春日井市教職員人事異動について
- (7) 教育委員会事務局等人事異動について

2 報 告

- (1) 令和5年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について

議題 1 令和 5 年度教育長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長の職務を行う者を指名するもの。

議題2 令和5年度愛日地方教育事務協議会の委員について

愛日地方教育事務協議会規約第8条の規定に基づき、愛日地方教育事務協議会の委員を協議により定めるもの。

議題3 不登校児童生徒のフリースクール等の民間施設利用における出席と扱う ガイドラインについて

不登校児童生徒のフリースクール等の民間施設利用における出席と扱う春日井市のガイドラインを作成するもの。

春日井市フリースクール等民間施設についてのガイドライン（案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するものではない。フリースクール等の民間施設に通所または入所して相談・指導を受け、社会的な自立に向けて努力を続ける不登校児童生徒を、学校として評価し支援するため、当該施設において相談・指導を受けた日数を、学校長が指導要録上出席扱いと判断する際の目安とするものである。

(1)保護者・学校・施設間での十分な連携・協力関係について

保護者・学校・施設は、不登校児童生徒が、社会的な自立を目標とした個別指導等の適切な支援が受けられるよう連携・協力すること。その際、当該児童生徒の状況・願い・社会的自立に向けた支援の手立て等を共有し、必要に応じて見直すこと。なお、必要に応じて『社会的な自立に向けて』（別紙1）を活用すること。また、保護者と学校は、施設より支援経過を定期的に受け情報を共有すること。その際、必要に応じて『通所日誌』（別紙2）を活用すること。

(2)相談・支援の在り方について

当該不登校児童生徒への相談・支援の計画や内容として、次のいずれかの活動が行われていること。

- ①社会的自立を促す活動（対人関係を営むための活動・社会体験・自然体験・創作など）
- ②各教科等における学習活動
- ③ソーシャルスキルトレーニング
- ④教育相談・カウンセリング

(3)留意事項

- ①実施主体は、法人・個人を問わず不登校児童生徒に対する相談・指導等に深い理解と知識又は経験を有しており、運営する施設は、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ②利用児童生徒に、必要な支援を行うことができる職員を配置していること。
- ③利用児童生徒に、必要な支援を行うことができる施設・設備を有していること。

社会的な自立に向けて

1 本人のプロフィール

年 月 日作成

ふりがな				学校名	学校		
氏名		性別	学年	生年月日			
			年	年 月 日			
住所							
入所前の 学校での 様子							
入所前の 家庭での 様子							

2 願い

本人	
保護者	

3 支援の計画

本年度の 目標		
支援の 手立て	施設	
	学校	
	家庭	
次年度への 引継ぎ		

4 確認欄

・記載情報を、支援関係者と共有すること、進学先等に引き継ぐことに同意します。

年 月 日 保護者署名

社会的な自立に向けて(記入例)

1 本人のプロフィール

年 月 日作成

ふりがな	まる さんかく		学校名	〇〇〇学校	
氏名	〇〇 △△	性別	学年	生年月日	
		〇	〇年	〇年〇月〇日	
住所	〇〇町1-2-3				
入所前の 学校での 様子	【〇年生】 ・ 2学期～登校しぶり(9月)10日/20日登校:登校時は友達と楽しそうに過ごす。 【〇年生】 ・ GW明けより登校できず。 【特記事項】 ・ 〇年生の4月、友人とSNS上でのトラブルあり。				
入所前の 家庭での 様子	【〇年生】 ・ 2学期～昼夜逆転の傾向あり。 【〇年生】 ・ 4月、元気がなく、自室にこもりがち。 【〇年生】 ・ GW明け以降、完全に昼夜逆転生活。夜は友人とSNSで繋がりがち。				

2 願い

本人	仲良く話せる友達がほしい。 進学したい。
保護者	朝起きて夜寝る生活に戻ってほしい。 遅れている勉強を再開してほしい。

3 支援の計画

本年度の 目標	週に2回、朝から施設に通う。	
支援の 手立て	施設	本人が得意とする創作活動で施設に来る楽しさを感じてもらい、自然体験等の活動の中で他者との関係構築を学ぶ。
	学校	施設・家庭と情報を共有し、必要に応じて学校行事などの案内をする。 施設での創作に活用できるよう、技術・家庭科等の教材を渡す。
	家庭	施設で楽しかったことを、家庭で振り返る。
次年度への 引継ぎ	施設が居場所となり、朝から通えるようになりました。進学を見据え、教科学習の取組み支援を検討します。	

4 確認欄

・記載情報を、支援関係者と共有すること、進学先等に引き継ぐことに同意します。

年 月 日 保護者署名

通所日誌

施設名	
-----	--

通所者：〇〇 〇〇	〇〇学校〇年〇組	記入者
-----------	----------	-----

支援内容
A 社会的自立を促す活動 B 各教科等における学習活動 C ソーシャルスキルトレーニング D 教育相談・カウンセリング E その他

通所日	曜日	通所時間	退所時間	昼食	支援内容	特記事項（具体的活動内容、本人の様子等）
／	月				A・B・C・D・E（ ）	
／	火				A・B・C・D・E（ ）	
7 ／	水				A・B・C・D・E（ ）	
／	木				A・B・C・D・E（ ）	
／	金				A・B・C・D・E（ ）	
／					A・B・C・D・E（ ）	

不登校児童生徒のフリースクール等の民間施設利用における出席と扱うガイドラインの作成について

1 趣旨

不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する中で、フリースクール等の利用を指導要録上の出席扱いとし、社会的な自立に向け取り組む子どもを学校として評価・支援するために、出席と判断する目安を作成する。

2 多様な教育機会における出席の扱い

利用施設	出席扱い
登校支援室	○ 出席とする
教育支援センターあすなろ	○ 出席とする
民間施設（フリースクール等）	△ 個々の児童生徒につき学校長が判断

3 民間施設利用の現状

	R1	R2	R3
フリースクール利用人数	29	33	38
うち出席とした人数	7	11	11

4 民間施設の出席の扱い

令和元年10月25日付け文科省局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」に要件が示されている。

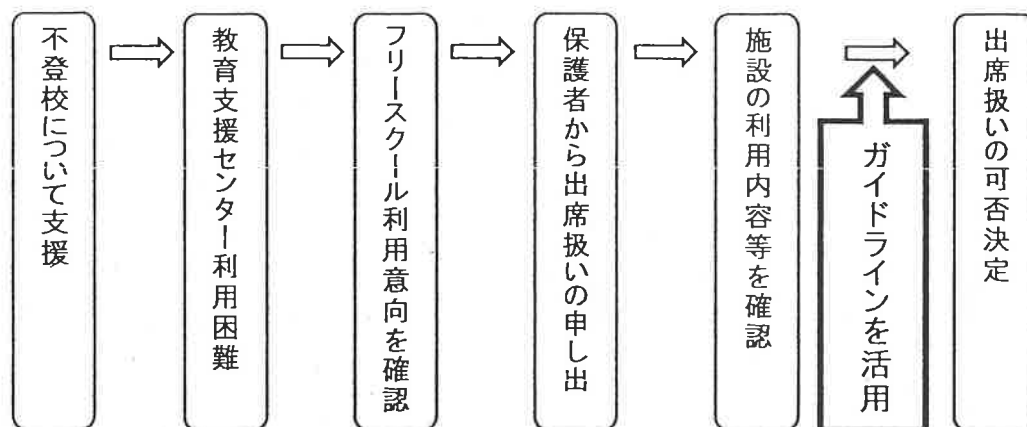
- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている
- (2) 相談・指導が個々の児童生徒にとって適切である
 { 相談・指導が適切か判断するため「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考に判断を行う目安を設けることが望ましいとされている。 }
- (3) 通所又は入所して相談・指導を受けることが前提
- (4) 相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すもの
- (5) 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施

5 民間施設についてのガイドライン(試案)の概要

判断の目安として留意すべき点を7つの項目に分けて示している。

- (1) 実施主体について
- (2) 事業運営の在り方と透明性の確保について
- (3) 相談・指導の在り方について
- (4) 相談・指導スタッフについて
- (5) 施設、設備について
- (6) 学校、教育委員会と施設との関係について
- (7) 家庭との関係について

6 通知に想定されている不登校支援におけるガイドラインの活用



7 現状と課題

- (1)施設の利用内容等は校長が確認するよう取り決めている
- (2)不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)は校長に周知されている
- (3)学校及び教育委員会において設けることが望ましいとされる判断の目安がない
- (4)通知では内容等の例示がなく判断根拠として不明確となっている

8 民間施設についてのガイドライン（春日井市版）

- (1)国通知の試案を基に、作成が望ましいとされる児童生徒にとって相談・指導が適切か判断する目安とする
- (2)教育委員会において作成する
- (3)明確な判断根拠となるよう内容を示したものとする

【程度と内容】

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために次に掲げる情報を適宜交換するなど、学校との間に連携・協力関係が保たれていること

- ①施設の入退所 ②施設の出席状況・学習状況 ③支援経過 ④その他必要な情報

【出席扱いとする相談指導(活動)内容】

計画や内容が学習指導要領に準じており、自校の教育課程(特別の教育課程に準じたものを含む)に照らし適切と認められる次のいずれかの活動

- ①社会的自立を促す活動(対人関係を営むための活動・社会体験・自然体験・創作など)
- ②各教科等における学習活動
- ③ソーシャルスキルトレーニング
- ④教育相談・カウンセリング

【調査 11-1(1)】(市町村教育委員会集計用)

(春日井市)教育委員会

フリースクールのに関する調査 ※問1は令和3年度間、問2は令和4年度間についてお答えください

問1 指導を受けていた児童・生徒がいるフリースクールの等の民間施設について記入してください。(令和3年度間)
(教育支援センター・通産指導教室は調査に該当しません)

名 称	代表者名	施 設 所 在 地	電話番号	市町村教育委員会との連携関係の有無※1	指導を受けていた人数				指導要録上出席扱いとされた児童生徒の人数			民間施設の指導形態(当てはまるものに1)			備考									
					小学生	中学生	合計	小学生	中学生	合計	合同	通所	訪問	その他										
1 子どもの居場所「ささえ〜る」	里中 梓子	春日井市東野町西1丁目14-7	0568-40-0209	×	○	6	1	7	0	1	1	1				尾張教育事務所								
2 NPO法人 たんぽぽの風	松本 佑子	春日井市玉野町1486-2	090-8136-8765	×	×	3	0	3	0	0	0					尾張教育事務所								
3 市民立小中一貫校「南アツタススクール」	一尾 茂正	瀬戸市松原町2丁目8番地	0561-56-1607	×	×	2	0	2	0	0	0					尾張教育事務所								
4 子どもたちの居場所「レインボーハート」	藤原 真理子	小牧市小牧新田6番5-2	090-1236-7777	×	×	1		1	0		0					尾張教育事務所								
5 フリースクール たんぽぽ	平間 美智	名古屋市中区金山2丁目4-2	052-750-1765	×	○	1		1	1	1	1					尾張教育事務所								
6 自然着児 森のわらべ多倍見園	浅井 智子	岐阜県多治見市竜谷町17丁目60-1 オリベフットサルパーク 多治見市内	080-3062-0418	×	×	1		1	0		0					尾張教育事務所								
7 にじいろアカデミー	岸田巨子	春日井市中央通2丁目119-1	0568-41-8025	×	○	1		1	0		0					尾張教育事務所								
8 にじいろMARCHE(マルシェ)		愛知県春日井市中央通2-89	0568-37-0291	×	×	1		1	0		0					尾張教育事務所								
9 学校法人名古屋国際学園	マシユ・パール	名古屋市中山区中巻坂味清原2886	052-738-2025	×	×	6	2	8	0	0	0					尾張教育事務所								
10 特定非営利活動法人 愛知コミュニティ学園	中山 誠子	愛知県日進市折戸町笠寺山42-13	0561-78-3713	×	×	2	1	3	0	0	0					尾張教育事務所								
11 学校法人角川ドワンゴ学園N中等部名古屋キャンパス	山中 伸一	神宮町うるま市与那城伊野224	0120-9917-00	×	○	0	6	6	0	6	5				1	尾張教育事務所								
12 聖隷フリースクール	前田 重	愛知県名古屋市中区東区東1丁目2-8	052-212-8213	×	○		1	1			1					尾張教育事務所								
13 WILL学園中等部名古屋キャンパス	宮原 博昭	愛知県名古屋市中村区名駅2-10-16	0120-883-122	×	○		1	1			1					尾張教育事務所								
14 飛鳥未来中等部・初等部	長間 一彦	愛知県名古屋市中村区鶴島1丁目5番24号2	052-433-3525	×	○		1	1			1					尾張教育事務所								
15 ゆいまいーる学園	佐合 和也	名古屋市中区鶴舞3-4-3 意田ビル 2F	052-732-0180	×	○		1	1			1					尾張教育事務所								
合 計															24	14	38	1	10	11	0	15	0	1

※1 最寄りの施設に於ける普通教育に相当する教育の提供の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)にある「教育委員会等と民間の団体の協力を進めようとする場合」に該当する場合は○を、しない場合は×を記入

※2 フリースクール等に選出児童生徒の担任、相談担当、教頭、校長等が訪問または電話等の手段により、児童生徒の学習状況等の情報交換等を実施している場合は○を、実施していない場合は×を記入



「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年10月25日

元文科初第698号
令和元年10月25日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「法」という。)(が平成28年12月14日に公布され、平成29年2月14日に施行されました(ただし、法第4章は公布の日から施行。))。

これを受け、文部科学省におきましては、法第7条に基づき、平成29年3月31日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成30年12月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年6月21日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましては、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な

対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」(平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知)、「不登校への対応の在り方について」(平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知)、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」(平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知)及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」(平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知)については本通知をもって廃止します。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級(以下、「夜間中学」という。)での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1)「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」「(別添1)(以下「シート」という。)を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」(別添2)を参照すること。

(2)不登校が生じないような学校づくり

1. 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

4. 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

5. 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

(3)不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント(見立て)が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画

を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対応が必要であること。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていきけるような指導上の工夫が重要であること。

8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」(平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知)によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別添3)を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

1. 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

2. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

3. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

4. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」(平成27年7月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

1. 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが

必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

3. 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

4. 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

5. 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

6. アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

1. 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添4）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓

口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

《関係報告等》

・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm

・「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」(平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm

・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(報告)」(平成29年2月 フリースクール等に関する検討会議)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/1382197.htm

・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」(令和元年6月 不登校に関する調査研究協力者会議、フリースクール等に関する検討会議、夜間中学設置推進・充実協議会)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1418510.htm

❏ (別記1)義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、(別記2)不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて (PDF:45KB) 

❏ (別添1)児童生徒理解支援シート(参考様式) (Excel:42KB) 

❏ (別添2)児童生徒理解・支援シートの作成と活用について (PDF:217KB) 

❏ (別添3)民間施設ガイドライン (PDF:12KB) 

❏ (別添4)教育支援センターガイドライン (PDF:17KB) 

お問合せ先

初等中等教育局児童生徒課



PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

(別記1)

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」(別添3)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

3 留意事項

- (1) 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。すなわち、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要であること。
- (2) 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。その際、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

議題4 県民の日学校ホリデーの取扱いについて

愛知県において、令和5年度から「県民の日学校ホリデー」を定め、県立学校を休業日とする調整がなされていることを受け、本市立小中学校の対応を決定するもの。



令和5年3月1日

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会義務教育課

「県民の日学校ホリデー」の設定についてのお願い

本県では、2023年度から11月27日を「あいち県民の日」とし、11月21日から27日までの1週間を「あいちウィーク」と定め、「あいちウィーク」期間中の平日の1日を「県民の日学校ホリデー」に指定し、県立学校において休業日とすることを調整しているところです。

つきましては、各市町村においても、2023年度からの「県民の日学校ホリデー」の設定について御検討いただきますよう、貴管内市町村教育委員会に周知をお願いします。

この休業日は、教職員は長期休業日等と同様、授業を行わない日とし、勤務を要する日となります。

なお、休業日の取り扱いにつきましては、「学校教育法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（平成29年9月13日付29文科初第840号）を参照するよう、貴管内の市町村教育委員会へお伝えください。

今後、正式に発表がされ次第、速やかに関係の情報をお伝えする予定です。

この件に関する問い合わせ

担 当 教科指導・人権教育グループ

電 話 052-954-6799（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6963

電子メール gimukyoiku@pref.aichi.lg.jp

「県民の日学校ホリデー」について

1 「県民の日学校ホリデー」

「あいち県民の日」(11月27日) 2023年度から
郷土への愛着や誇りを醸成し、新たな「あいち」を築き上げることを期する日

「あいちウィーク」

11月21日から27日までの1週間。「あいち県民の日」にふさわしい事業を行う

勤労感謝の日

県民の日

11月

21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日

あいちウィーク



「県民の日学校ホリデー」

愛知県内の公立学校(小・中学校、高等学校、特別支援学校)は、「あいちウィーク」期間中の1日を「県民の日学校ホリデー」に指定し、休業日とする。



○「県民の日学校ホリデー」は、学校教育法施行令第29条の「体験的学習活動等休業日」とする。

○「県民の日学校ホリデー」にあわせて、保護者が子どもたちと一緒に過ごせるよう有給休暇取得を促すが、有給休暇を取得できない家庭に配慮し、児童クラブなどの居場所づくりにも努める。また、教職員の有給休暇の取得も促す。

県民の日に学校を休業日とする県は、東海以西では愛知県が初

※ 学校教育法施行令(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(「体験的学習活動等休業日」)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあっては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 体験的学習活動等休業日

「体験的学習活動等休業日」とは、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日。

【導入の趣旨】

- ・子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通じて、愛知への愛着と県民としての誇りをもつ環境の醸成
- ・保護者の有給休暇の取得を促進

3 学校の対応

県立学校

○休業日を定める愛知県立高等学校学則及び愛知県立特別支援学校学則を改正

※ 愛知県立高等学校学則(教育委員会規則)(休業日)

第四条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 あいち県民の日条例(令和四年愛知県条例第〇号)に規定する十一月二十一日から同月二十七日までの間において校長が定める日
 - 四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで
 - 五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで
 - 六 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで
- 2 愛知県教育委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日以外の日を臨時に授業を行わない日とすることができる。

市町村立学校

○県教育委員会から、市町村教育委員会に対して、「あいちウィーク」期間中に学校休業日(「県民の日学校ホリデー」)を設けるよう依頼

【留意事項】

- ・家族(親子、兄弟姉妹等)がともに過ごすことが大切であるため、中学校区単位以上で同一地域の小・中学校の休業日が同一の日となるよう配慮

※ 市町村立学校管理規則(例 尾張地区の市)(学期及び休業日) 第6条(略)

- 2 学校教育法施行令第29条に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 学年始 4月1日から入学式の日の前日まで
 - (2) 夏季 7月21日から8月31日までの間において教育委員会が定める期間
 - (3) 冬季 12月24日から翌年1月6日までの間において教育委員会が定める期間
 - (4) 学年末 3月25日から同月31日までの間において教育委員会が定める期間
 - (5) その他教育委員会が特に必要と認める日

議題5 令和5年度学校教育指導の方針・重点について

令和3年2月に策定された第四次愛知県教育振興基本計画及び令和5年3月に改訂した春日井市教育大綱を受けて、本市立小中学校に向けた令和5年度学校教育指導の方針・重点を定めるもの。

令和５年度 学校教育指導の方針・重点について（案）

春日井市教育委員会

令和５年度学校教育の指導については、「第四次愛知県教育振興基本計画」・「春日井市教育大綱」を受けて、本市学校教育指導の方針・重点を、次のとおり定めました。

各学校においては、児童生徒の安全に配慮し、校長のリーダーシップの下、社会のニーズや児童生徒の課題などを踏まえた経営ビジョンを明確にし、特色ある教育活動を推進することが重要です。

また、学習指導要領の趣旨を十分理解し、児童生徒の実態を踏まえて学校教育の目標を設定するとともに、教育者としての使命を自覚し、一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待します。

○指導の方針

- 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を養う。
- 2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を養う。
- 3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を養う。

○指導の重点

- 1 学校教育の目標を踏まえ、その具現化に努める。
 - (1) 個人の尊厳と人間尊重の精神に基づく教育の推進に努める。
 - (2) 生命及び自然を尊重し、社会のルールを大切に作る心を育てる道徳教育の充実を努める。
 - (3) 郷土の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚と態度のかん養に努める。
 - (4) ~~新型コロナウイルスの感染対策を継続するとともに、新しい生活様式のもと、安心・安全で、学びを止めない環境の整備に努め、~~児童生徒の健やかな学びを保障する。
- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえ、生涯学習の基礎となる資質・能力と態度の育成に努める。
 - (1) 生涯学習の基礎を培う観点から、心と体を鍛え、たくましく生きる力を育成する指導と評価の工夫に努める。
 - (2) ~~言語活動を充実し、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を身に付けさせる。~~
主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に努め、社会の中で生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを自らの人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」のかん養に努める。
 - (3) 発達の段階に応じた情報活用能力を育成し、一人一台端末や情報通信ネットワーク等のＩＣＴを効果的に活用する学習活動を充実させる。
 - (4) ~~体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、主体的に学習に取り組む態度を養う。~~
習得・活用・探究の学びの過程の中で、自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合って自らの認識を新たに、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造的な活動をする授業を推進する。
 - (5) 善悪についての判断力や望ましい社会性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心などの育成に努めるとともに、自己の生き方についての考えを深めさせる。
 - (6) 個性を生かし、創造性の伸長を図り、心豊かな生活を築く意欲と態度の育成に努める。

- (7) 障がいのある児童生徒には、主体的に社会参加できる力を育成するため、障がいの状態に応じて、きめ細やかな支援・指導をするように努める。また、十分に教育を受けられるための「合理的配慮」及びその基礎となる環境整備を行う。
- 3 家庭や地域社会との連携を深め、健全な児童生徒の育成に努める。
- (1) 家庭・地域社会・学校が果たす役割を考え、相互の連携を深めるとともに、より信頼される開かれた学校運営を目指し、地域ぐるみで指導の充実に努める。
- (2) 学校内外における自然体験や社会的体験活動などの体験的な活動を通して、社会の形成に参画しその発展に寄与する態度や環境の保全に寄与する態度を養う。

はじめに

1 計画策定の趣旨

- 現行計画である「あいちの教育ビジョン2020-第三次愛知県教育振興基本計画-」(2016年2月策定)の計画期間が2020年度までであることから、「あいちの教育ビジョン2025-第四次愛知県教育振興基本計画-」を策定する。
- 次期計画の策定に当たっては、現行計画の基本理念を継承しつつ、新たな課題や今後育むことが求められる力の育成を図る。
- 現行計画と同様に、教育に関する大綱との整合性を図る。

2 計画の性格

- 教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画
- この計画における基本理念や基本的な取組の方向の部分を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」とする。

3 計画期間

2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間

第1章 目指すあいちの教育

4 基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りを持ち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

5 基本的な取組の方向

- (1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます
一人一人の個性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、主体的、協働的に学び、深く考え、様々な課題を解決し、自分らしく生きていく力を育みます。
- (2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます
命を大切にすることや他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の担い手として多様な人々と手を携えて生きていく、豊かな人間性と確かな実践力を育みます。
- (3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます
健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営んでいくためのたくましさをつちかいます。
- (4) ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます
ふるさとに学び、ふるさとを愛する心を育むとともに、生きていく上での羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分をしっかりと持ち、あいちを担っていく進取の精神を育てます。
- (5) 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます
グローバル社会において、多様な人々と生活し協働する中で、自分自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、あいちや世界を担っていく気概や意欲を育てます。
- (6) 子供たちが学ぶ喜びを、教職員が教育者としての誇りを感じられるよう、家庭・地域との連携、教職員の実質・能力の向上、教職員が子供たちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。
- (7) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べる大規模災害や感染症の拡大等で学校が通常の教育活動を行えないときでも、ICTの活用など、子供たち一人一人が対応できる、安心で安全な、学びを止めない環境の整備に努めます。

第2章 取組の柱と施策の展開

取組の柱と施策の展開

基本的な取組の方向	取組の柱	施策の展開
1 自ら学びに向かう教育を充実させ、 自己の可能性を伸ばす力を育みます	(1) 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実	① 主体的・対話的で深い学びの推進 ② 少人数教育等、学びの環境の充実 ③ 個別最適な学びの保障
	(2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進	① 情報活用能力の育成 ② ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現 ③ 子供の学びや教職員を支えるICT教育環境の充実
	(3) SDGsの理念を踏まえた教育の推進	① SDGsについての学習の推進 ② SDGsの理念を取り入れたESDの推進 ③ 環境教育等の推進
	(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり	① 総合学科等の新たな設置と普通科の活性化 ② 全日単位制高等学校の設置、定時制・通信制教育の充実 ③ 新しい公立高等学校入学選抜の導入 ④ 民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実 ⑤ 県立学校の魅力化と適正配置
	(5) 理数教育の推進	① 理数科の授業の充実 ② 子供の興味・関心を生かした探究型学習の推進 ③ 高等学校における先進的な理数教育の推進
	(6) 特別支援教育の充実	① 多様な学びの場における支援・指導の充実 ② 教員の専門性の向上 ③ 教育諸条件の整備 ④ 卒業後の生活へのスムーズな移行
	(7) 幼児教育の充実	① 幼児教育のさらなる充実 ② 家庭・地域における幼児教育の支援 ③ 幼児教育を推進するための体制の構築
	(8) 私立学校の振興	① 特色ある教育を受ける機会の確保 ② 私立学校に対する助成 ③ 保護者の学費負担の軽減 ④ 公私の連携
	(9) 大学等高等教育の振興	① 大学との連携による教育活動の充実 ② 高大及び高専連携の推進 ③ 県立の大学の充実

基本的な取組の方向	取組の柱	施策の展開
2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます	(10) 人権教育・多様性理解の推進	① 学校等における人権教育・多様性理解の推進 ② 家庭、地域社会における人権教育・多様性理解の推進 ③ 重要な人権課題への対応
	(11) 道徳教育の充実	① 「特別の教科 道徳」を核にした道徳教育の推進 ② 差別や偏見を許さない、命を大切にすることの教育の充実 ③ 情報モラル教育の充実
	(12) いじめへの対応の充実	① いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成 ② 早期発見・早期対応のための取組 ③ 教育相談体制の充実 ④ 学校と関係機関との連携
	(13) 不登校児童生徒への対応の充実	① 学校等の取組の充実 ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力、教育相談体制の充実 ③ 家庭への援助 ④ 多様な教育機会の確保
3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます	(14) 主権者教育等の推進	① 主体的に社会参画する態度の育成、体験活動の推進 ② 政治的教養を育み、平和と公正を学ぶ教育の充実
	(15) 生涯学習の推進	① 生涯にわたって学ぶ態度の育成、学べる環境の充実 ② 生涯を通じた学習の支援と学び直しの機会の充実 ③ 持続可能な地域づくりを支える社会教育の充実 ④ 読書に親しむ態度の育成、図書館機能の充実
	(16) 家庭教育・子育て支援、子供の貧困対策の充実	① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実 ② 子育て家庭への支援 ③ ワーク・ライフ・バランスの啓発 ④ 貧困状態にある子供たちへの支援
	(17) 学校体育・生涯スポーツの充実	① 学校体育の充実による体力の向上 ② 学校や地域におけるスポーツ機会の充実 ③ 学校部活動と地域スポーツの在り方の検討 ④ アジア競技大会を通じたスポーツの振興
4 ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます	(18) 健康教育・食育の推進	① 心身の健康づくりの充実 ② 医療的知識を学ぶ機会の充実 ③ 学校等における食育の充実
	(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造	① ふるさと教育の推進 ② へき地教育の振興 ③ 伝統文化・文化財の保存・活用・継承・魅力発信 ④ 芸術の創造・発信と文化芸術の担い手・支え手づくり ⑤ 県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した多様な交流・創造の実現
	(20) 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進	① 発達段階の成長課題に応じたキャリア教育の充実 ② キャリア教育推進体制の充実 ③ 女性の活躍促進に向けた教育の充実
	(21) 産業を支える人材の育成	① 科学好きの児童生徒の育成 ② 産業教育の推進 ③ 大学・専門学校、産業界との連携

基本的な取組の方向	取組の柱	施策の展開
5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます	(22) グローバル社会への対応の推進	① グローバル社会で活躍できる人材の育成 ② 多文化共生に向けた教育の充実
	(23) 外国語教育の充実	① 英語教育等の充実 ② 小中学校、高等学校のつながりを意識した英語教育の充実 ③ 教員の研修の充実
	(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実	① 外国人児童生徒の教育の位置付けの明確化 ② 外国人児童生徒等の受け入れ体制整備の支援 ③ 日本語指導に関わる教員の資質向上 ④ 学び直しのための施策の充実 ⑤ 高等学校における配慮 ⑥ ICTの活用 ⑦ 地域における日本語学習・日本語教育への支援 ⑧ 外国人児童生徒等の保護者に対する働きかけの推進
	(25) 学校における働き方改革	① 学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し ② 業務の精選と切り離し・外部人材の活用 ③ 長時間勤務者や学校への個別のフォローアップ体制の構築 ④ 部活動の在り方の見直し ⑤ 「学校の新しい生活様式」に対応した学級規模の実現 ⑥ ICTの活用による業務改善
6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます	(26) 開かれた学校づくりと学校への支援	① 地域による学校への支援体制づくりの推進 ② 地域人材の活用 ③ 学校を核とした地域づくり ④ 異なる学校種間・設置者間の連携
	(27) 教員の人材確保と資質向上の推進	① 優秀な教員の確保に向けた取組の推進 ② 「愛知が求める教師像」の実現に向けた教員養成 ③ 教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化
	(28) 学校施設・設備の充実	① 学校施設の防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進 ② 快適な教育環境の実現 ③ 理科教育・産業教育環境の充実 ④ ICT機器等の教育環境の整備の推進 ⑤ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒のための教育環境の充実 ⑥ 県立学校の魅力化と適正配置
	(29) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障	① ICTを活用した学びの保障 ② 「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境の整備 ③ 心のケア実施体制の充実 ④ 学校保健衛生対策の充実 ⑤ 各学校における危機管理マニュアル等の見直し
7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します	(30) 学校安全・防災教育の推進	① 学校安全・防災に向けた実践的な活動の充実 ② 学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成

春日井市教育大綱（改訂版）

目 次

はじめに	1
第1章 基本理念	2
第2章 みんなの役割	3
第3章 基本的な方向性	4

はじめに

平成 28 年 2 月に春日井市教育大綱を策定し、「書のまち春日井」の教育として、小学校全学年に書道科の授業を実施するなど、特色のある学校教育に力を入れてきました。また、「文化・スポーツ都市」宣言をし、公民館、春日井市民会館及び文化フォーラム春日井を中心とした文化芸術活動や朝宮公園陸上競技場をオープンさせるなど、市民の誰もが生涯にわたって文化やスポーツに親しむことができる環境整備に取り組んできました。

誰も予測しえなかったコロナ禍は、人の価値観や社会活動に大きな影響をもたらし、日常生活や教育現場を変革させる契機となりました。それは、人の生命（いのち）の大切さを考える機会となったこと、デジタル技術が私たちの生活に急速に取り入れられたこと、学校が全国一斉休校し、学校・教育の役割の重要性が再認識されたこと、などが挙げられます。

日本は今、国際情勢の変化や少子化・人口減少・超高齢化など、誰もが経験したことがない予測困難な時代を迎えています。これからの時代を生き抜くためには、子どもの生きる力を育むことが重要であり、大人になっても学び続け、自ら問題を解決できる人材の育成が大切であると考えています。そのためには、「いつの時代も変わらない教育」と「その時代にあった教育」が必要です。

今回の教育大綱の改訂では、これまでの基本理念を継続しつつも、時代に即した内容に見直しました。基本を大切にしつつ、新しいことも取り入れながら、市民の皆様とともに「みんなで育み、みんなが輝く」教育の実現を目指します。

令和 5 年 3 月

春日井市長 石 黒 直 樹

第1章 基本理念

子どもは、学校教育の中だけでなく、多様な人々との関わり、様々な体験の積み重ねの中で成長していきます。未来を創る子どもには無限の可能性があり、持続可能な社会の実現のために、私たち大人は子どもの成長に大きな役割を担っています。

子どもの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を育むために、家庭・地域・学校・行政等が連携・協働していくことが不可欠です。

それぞれの場での私たち大人の見守りと働きかけが、子どもの「生きる力」を育む大きな原動力になります。子どもと向かい合いながら、共に成長する社会の実現を目指し、次の基本理念を定めます。

みんなで育み、みんなが輝く

■「輝かしい未来」のために

社会が複雑化する中、逞しく成長し、自分に「誇り」と「責任」を持って生きていくことは、誰でも簡単なことではありません。

しかし、日頃から、「生命(いのち)」を尊び、自分を支えてくれる人々に対して、素直な「感謝」の気持ちを抱くとともに、人生で出会う様々な困難に対して真摯に向き合い、失敗しても「勇気」を持ってチャレンジし続ければ、必ず輝かしい未来を拓くことができます。



第2章 みんなの役割

基本理念の実現には、学校や行政だけでなく、家庭や地域を始めとして、多様な主体がそれぞれの役割を担うとともに、相互に連携及び協力して取組を進めていくことが重要です。

特に、家庭や地域は、子どもにとっても、大人にとっても重要な役割を担っています。

1 家庭の役割

家庭は、子どもにとって、人格形成の基礎を培う最も基本的な基盤であるとともに、大人にとっても、子どもとともに育ち合う重要な場です。

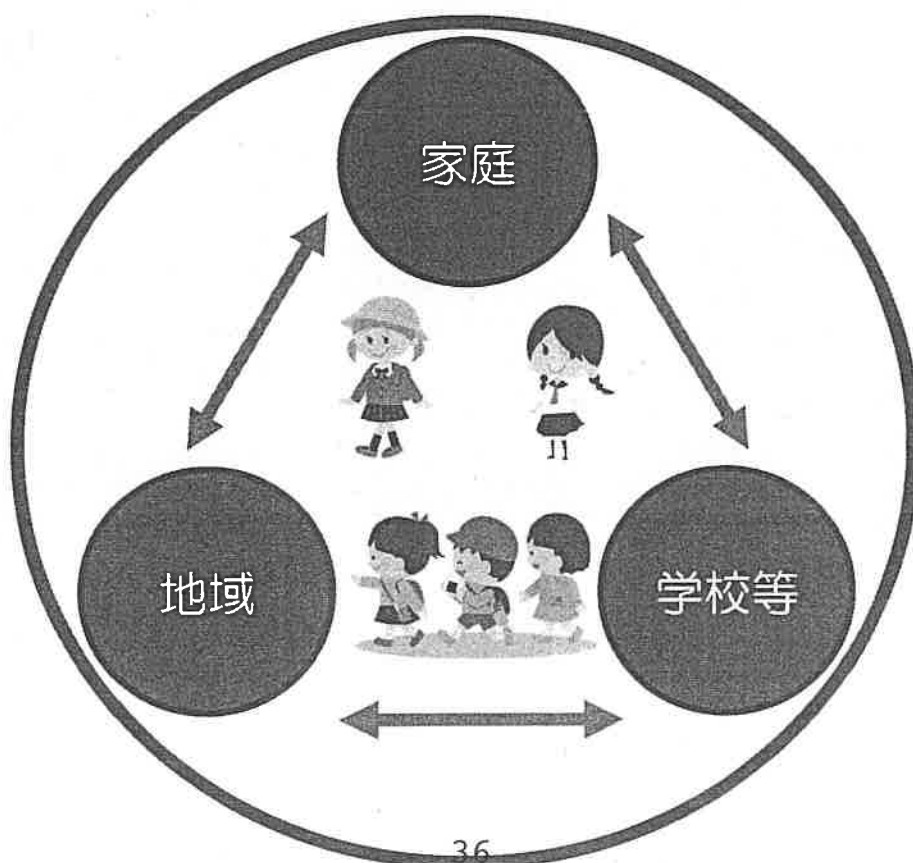
2 地域の役割

地域は、子どもが様々な世代や立場の人とかかわる場であり、豊かな心を育む重要な役割を担います。

3 学校等（教育委員会・市）の役割

学校は、子どもが確かな学力を主体的に身につける場であるとともに、集団の中で他者を理解し思いやる心や協調性などの基本的な教育を行います。

市は、教育環境の向上を図るとともに、文化やスポーツを通じて、生涯にわたり心身の健全な発達のための機会を提供します。



第3章 基本的な方向性

基本理念を実現するため、次の基本的な方向性に基づき施策を進めます。

1

子どもの健やかな成長を育みます

- (1) 「生命（いのち）」や「社会性や協調性、規範意識などの社会的なルール」を大切に作る心を育てます。また、礼節を重んじ、自らを律するとともに、自尊心と相手を思いやる心を持つ豊かな人間性を育む教育を推進します。
- (2) 学習規律の徹底やICTを活用した授業の改善により、児童生徒にわかりやすい授業を進め、基本的な知識及び技能の定着を図ります。また、学習活動の質を向上させ、主体的・対話的で深い学びを実現し、子どもの「学び続ける力と問題解決できる力」を育みます。

2

子どもの安全安心な教育環境を整えます

- (1) いじめや不登校、虐待など、学校のみでは解決が難しい問題に対して、関係機関や関係団体との連携を強化した支援体制を推進します。
- (2) 学校施設の計画的な改修を進めるとともに、質の高い授業を実施する教育環境の向上を図ります。

3

家庭、地域、学校、行政等の連携を進めます

- (1) 登下校の見守り活動や体験的な学習の支援など、地域の人材の有効な活用を進めるとともに、地域との継続的かつ発展的な連携を推進します。
- (2) 学校を拠点として、子どもと地域が交流するシステムを構築するとともに、家庭等と連携した学校支援活動を推進します。

4

地域の交流・学習活動の活性化を促進します

- (1) 学習機会や住民同士のふれあい活動、団体・サークル活動などの様々な地域での取組を通じて、子どもと大人の地域への愛着を育み、地域交流・世代間交流の活性化を促進します。
- (2) 人生100年時代を見据え、子どもから大人まで、誰もが、いつでも、どこでも、学びたいときに学ぶことができるように、それぞれのライフステージに応じた学習の情報と機会を提供します。

5

文化やスポーツに親しむ環境を整えます

- (1) 文化やスポーツを通じて、地域の絆を強めるとともに、地域の身近な場所において、子どもが優れた文化芸術に触れることができる機会の提供に努めます。
- (2) 生涯にわたって、体力や年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しむことができる機会を提供するとともに、トップレベルの選手の競技に触れる機会の充実に努め、子どもの夢を育みます。

議題6 令和5年度春日井市教職員人事異動について

令和5年度春日井市教職員人事異動を実施するもの。

議題7 教育委員会事務局等人事異動について

教育委員会事務局等人事異動を実施するもの。

報告 1 令和 5 年（第 4 回～第 12 回）教育委員会定例会の日程について

	月 日	曜日	時 間
第 4 回	4 月 14 日	金	午後 1 時 30 分～
第 5 回	5 月 17 日	水	午後 1 時 30 分～
第 6 回	6 月 16 日	金	午後 1 時 30 分～
第 7 回	7 月 13 日	木	午後 1 時 30 分～
第 8 回	8 月 10 日	木	午後 1 時 30 分～
第 9 回	9 月 13 日	水	午後 1 時 30 分～
第 10 回	10 月 18 日	水	午後 1 時 30 分～
第 11 回	11 月 15 日	水	午後 1 時 30 分～
第 12 回	12 月 15 日	金	午後 1 時 30 分～